

横手市環境保全審議会議事録

日時 令和3年10月27日(水) 午前10時～11時
場所 本庁舎5階 第2委員会室

出席者

審議会委員

1番 石橋 研一
2番 照井 昌子
3番 石田 豊作
5番 高橋 いち子
8番 熊谷 昇
9番 佐々木 哲夫
12番 高橋 保
15番 川越 伸彦
16番 田中 政行
17番 佐藤 衛

以上10名

事務局

竹原 信寿 (市民福祉部長)
高橋 道明 (生活環境課長)
藤原 一裕 (生活環境課課長代理)
高橋 誠耕 (生活環境課環境係長)
大友 宣宏 (生活環境課廃棄物対策係主査)
田口 博之 (生活環境課環境係主査)
吉田 瞳人 (生活環境課環境係主事)

以上7名

出席者合計人数 17名

(司会)

本日はお忙しい中、横手市環境保全審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は進行を務めます、生活環境課長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 開会

(司会)

それでは令和3年度横手市環境保全審議会を開会させていただきたいと思います。

2. あいさつ

(司会)

開会に先立ちまして、市民福祉部長の竹原より皆様にご挨拶申し上げます。

(竹原部長)

おはようございます。本日は大変お忙しい中、環境保全審議会へご出席していただきまして誠にありがとうございます。前回6月ですけれども、開催しました審議会の方では横手市環境基本計画(改訂版)、そして地球温暖化対策実行計画につきまして、最終のご審議をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。おかげさまで計画の方は策定が完了しまして、委員の皆様にもできあがった計画書の方を送らせていただきました。また、市ホームページなどを通して、市民の皆様にも公表しているところでございます。現在は公表された計画に対しまして、市内の中学校の生徒さんや環境分野の事業所からも問い合わせをいただいております、市としましても環境基本計画の目標実現に向け、なお一層努力していかなければならないと気を引き締めているところでございます。

この度の環境基本計画(改訂版)でございますけれども、平成28年度から令和7年度の計画期間のうち、今年度からの5年間を後期期間として改訂したものでございます。本日は、前期期間の最終年度であった令和2年度の実績を報告させていただくわけですが、この前期5年間の成果を確認いただきながら、後期に向けての取り組みなどに対しまして、忌憚のないご意見をいただければと感じております。皆様には、第8期の審議会委員として昨年度からの2年間委員をお願いしているところでございますが、コロナ禍の影響によりまして、中々会議を開催することができなかったということに対しましては、お詫びを申し上げたいと思います。本日の会議が任期中最後の審議会になる予定でございます。是非次期委員もお受けいただくことも含めまして、引き続き当市の環境行政にお力添えをいただきたくお願いを申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして石橋会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

(会長)

皆様お久しぶりです。新型コロナウイルスの感染拡大ということで本当に予想だにできなかったことがこんな形で世界を震わせているという、そんな中でも目標を持って、方法を工夫しながらそれぞれの部

署で市民も含めて毎日頑張っている。

そんな中で10月の初めですが、眞鍋淑郎さんがノーベル物理学賞を受賞されるという報道がされました。まさに地球温暖化に対する先駆的な研究ということで、高く評価されたということでした。このニュースを聞くに付けて、本審議会で委員の皆様始め、市を挙げて環境保全や環境改善に取り組んでいるということが本当にそれに重なる部分だなと思った次第です。

改めて今、竹原部長様からのご挨拶にもございましたが、こちらの基本計画の特に10ページからの第4章の部分、それから温暖化対策実行計画の方では特に3章、4章のところ、さらに、4章はページの中に具体的な取り組みを示してございます。これら全てを俯瞰しながら、これとこれをみんな頑張ろうと言ってもできないことは少なくないと思うのですが、やはり私たちは、これとこれならできそうだとか、一緒にやろうとかやっている中で、アイデアや失敗を繰り返しながら、それがいい方向に向かっていけば自然も保たれるし、私たちも健やかに気持ちよく生活できるなどこんなことを強く感じた次第です。今まさに平均気温が世界的にも段々上がってきて、1度上がるなんてなったら大変なことなのですが、氷は溶けるし、そして猛暑に豪雨にと、これは日本も例外ではないということをひしひしと感じる今年でもあるような気がいたします。

6月の会の時に、佐川前会長さんの五円玉の地震がすぐ分かるというその話に重ねさせていただいて、私は、地球は大きな磁石であるというお話を申し上げました。その時にお話ししたのが、ここには下げませんけれども、園芸用の支柱をペンチで両端切りまして、それにクリップを伸ばして三角にして、セロテープで留めてピンに釣り糸とか紐を通して、このまま家の中の天井にピッと留める。そして黙って回しておいてちょっと時間が経つと南北を指してこのピシッと止まりますし、周りに鉄とか鉄筋があれば少しずれるのですが、これを一つの方法と考えたときに、一番なのが方位磁針というのが百円均一でも売っていますので、これで東西南北分かるのでいつも持って歩いてもいいわけです。その後それだけ紹介しても無責任だなと思い少し考えたのが、ピンセットの足を広げて絨毯を留めるピンで留めます。その絨毯のピンをペットボトルの蓋に刺しまして、ここから危ないのですが、先端にこれを乗せるということです。摩擦を少なくするためにピンの先端を使います。これを回しておいて、もう一つは普通の針金にビニールを巻いてありますが、被膜付きの針金で鳥海山のようにこれを折りまして、まあ、落ちるときもありますけども、このようにこれを回しておきまして、回らないときはこれを少し伸ばしてという、まあこんな感じで失敗もするし、という風にして、今ちょっと失敗してしまいましたね。貴重な時間をごめんなさい。

申し上げたいのは、何かをやるときに失敗は少なくなく、でもそれは成功につながるが、うまくいったときに逆に次は失敗してしまうという、どちらも成り立つような気がするので、やはり何か問題にぶつかった時には解決方法は必ず出てきて、二つ以上、あるということを抑えて自分なりに選択して、さらにプラスアルファの工夫をしながら、ごみの処理にするにしても太陽を理由にするにしても、そういう風にしてやっていけば、少しずつ温暖化防止という大きな課題に迫っていけるのかなということで、微力でも重なれば大きな力になるのではないかなと思っている日々です。皆さんはいろんなことを考えておられると思いますけれども、どうか成功も失敗も含めて、こんなことしたらまだできそうぞというあたりを私にも教えていただいて、ますます施策が充実して実行されますことを祈念申し上げて、長くなりましたが挨拶といたします。今日もよろしく願いいたします。

(司会)

石橋会長大変ありがとうございました。私も早速家に帰って実験してみたいなと思いました、本当にありがとうございました。

それでは審議に入ります前に、横手市環境基本条例施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、定員17名に対して本日の出席委員が10名でございます。過半数の委員が出席しており、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、規則第3条第5項の規定に基づきまして、石橋会長が本審議会の議長になりますので、ここからは石橋会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事録署名委員の指名

(会長)

それでは、ただいまより環境保全審議会を始めます。まず、議事録を残すため議事録署名委員を選任したいと思います。前回令和3年6月1日の審議会では、10番高橋幸委員と11番奥山勝榮委員が務められておりますので、名簿順に12番高橋保委員、15番川越伸彦委員に署名をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

[異議なしの声あり]

(会長)

それでは、本日の議事録署名委員は高橋保委員と川越伸彦委員をお願いいたします。

4. 報告案件

(会長)

それでは報告案件に入らせていただきます。初めに案件(1)報告「横手市環境基本計画の各施策における指標について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

4(1) 報告 横手市環境基本計画の各施策における指標について

(事務局説明) 説明者：環境係長 高橋 誠耕

(事務局)

改めまして、環境係長の高橋と申します。よろしく申し上げます。

まず説明に入ります前に、お手元にある資料の確認をさせていただきたいと思います。まず一番上に次第がございます、その下に本日の委員名簿がございます。それをめくっていただきますと、資料1ということでA3版の資料があります。その次に資料2-1ということでA4の2枚綴りの資料がございます。その次資料3ということで、事業系ごみ適正処理についてという資料があります。この資料と既にお送りしておりますリーフレットを使いながら進めさせていただきますが、もしお忘れになられた方がいらっしゃいましたら、報告3の時に挙手していただければ、資料は用意してありますのでご安心く

ださい。それをめくりまして、報告案件4（その他資料）ということでチラシがあります。その次に同じく野焼き関係のチラシがあります。こちらの資料を使って説明させていただきます。資料はお手元にごございますでしょうか。

それではまず説明に入ります前に審議会の委員の皆様には、6月の第1回審議会に最終ご審議をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。本案件については「諮問」でありましたので、承認については環境保全審議会から市に対し、会長のお名前ですべて「答申」をいただいております。

その後、先ほど部長からの挨拶にもありましたとおり、計画は6月下旬には公表となり、委員の皆様にもカラー版の計画書を配布させていただいております。

本報告は、今回策定した「第2次横手市環境基本計画（改訂版）」の、前期計画の最終年度である令和2年度についてご報告いたします。前期の計画の総評として目標達成状況をお伝えするとともに、令和7年度の目標の確認をしたいと思っております。

それでは、報告資料は「第2次横手市環境基本計画の各施策における指標について」A3版でありますのでそちらをお開きください。こちらの方は令和元年度に報告した資料と同じ内容のものに、令和2年度の実績を足したものです。この資料は、「第2次横手市環境基本計画（改定版）」の指標であると同時に、上位計画であります市総合計画の成果指標にも含まれております。

これら施策の指標は、総合計画の環境分野に関わる部分を抜粋したものであり、平成28年度の環境保全審議会から、この資料の形で報告することを推奨されております。

資料1の資料については事前に送付しておりましたので、既にご覧いただいたものと思っておりますが、本日のカラー版の方が見やすいですし、令和7年度の最終目標値を追記しておりますので、こちらをご覧願います。

また、限られた時間ですので出来るだけ要点のみを説明するために、「表の左から4番目」に「指標区分」という欄がありますが、「成果」という文字を○で囲み、「施策の指標」を緑色で着色した欄のみを説明してまいります。

見方ですが、各指標とも二段掛けで数字がありますが、上段が目標値、下段が実績値になります。それから、平成30年度、令和元年度、令和2年度についてはそれぞれの色で着色しておりますので、この3年について主に説明してまいります。令和7年度については黄色に着色しておりますので、目標値としてご確認をお願いいたします。

それでは、最初に「表の1番」基本目標「Ⅰ.命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち」の中で、施策の指標上から4番目の「市内3地点のBOD環境基準の達成率」から説明をします。成果に赤丸を付けまして、緑色に着色しております。

これは、市内河川3地点、具体的には横手川、大戸川の地点ですが、「BOD濃度」を含めた全ての検査項目について、令和元年度から引き続き令和2年度も基準値をクリアしております。

次にその下、基本目標「Ⅱ.資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち」についてですが、こちらは施策の目標の項目全てが対象となります。

まず、施策の指標「ごみの排出量」についてですが、ごみの排出量の実績が平成30年度は31,169tでした。令和元年度は375t減少し30,794tとなり、令和2年度も1,009t減少して29,785tと、減少傾向にあります。

但し、上段の数値ですが令和2年度の目標値は28,877tですので、この数値よりは908t、率にして3%を上回っております。

この数値は、環境省が行う「廃棄物処理事業実態調査」に報告した最終確定値であります。令和2年度の数値については、先ほどの環境省が行う事業実態調査終了後は、数値が変わる可能性が若干ありますので、予めご理解いただきたいと思います。

次にその下、施策の目標「市民1人／1日当たりのごみの排出量」についてですが、平成30年度が953gでしたが、令和元年度は変わらず953g、そして令和2年度が941gと減少しておりましたが、令和2年度の実績は、目標の920gより多くなり、目標値を少しだけ下回りました。

次にその下、施策の目標「ごみの資源化率」についてですが、平成30年度が20.8%でしたが、令和元年度は19.2%に下がり、さらに令和2年度は19.8%と、目標値ちょうどでクリアしております。

次にその下、施策の目標「横手市の二酸化炭素排出量」についてですが、平成28年度の実績値が798,000tであります。平成29年度は767,000tと減少し、平成30年度も757,000tでさらに減少しました。目標は「減少していること」でありますので、目標はクリアされております。

なお、令和元年度以降の実績値は、未公表であります。これは、環境省において「地方公共団体実行計画」の「部門別CO2排出量の現況推計」として公表されているものですが、公表まで2年を要し、今年度は平成30年度の実績が公表されました。

さらに補足ですが、これまでの実績値が取消線で見え消しになっておりますが、これは環境省が過去の数値を今年度に修正したものです。

次にその下、施策の目標「市公共施設の温室効果ガス排出量」についてですが、平成30年度の実績値が15,821t、令和元年度の実績値が15,094tと減少しましたが、令和2年度は17,648tと2,000t近く増加に転じてしまいました。

この増加分の内容を見ると、ほぼ学校施設からの増加でありましたが、教育委員会に確認したところ、平成31年度に組織・機構改革で体育施設等の管理施設が増えたこと、令和3年1月から2月までにかけての記録的な豪雪という理由でした。後者の豪雪を理由とする根拠は、灯油の使用量が大幅に増加しているからです。

ただ、当課としては、十文字地区の小学校数が統合により今年度減少したことなどによりまして、数値が以前に戻ることを期待しております。

なお、目標値が二段になっておりますが、上段は第2次環境基本計画策定当時のクリーンプラザよこでの温室効果ガス排出量を含んだ従来の目標値で、下段の(括弧)書きがクリーンプラザを含まない現在の目標値であります。現在は、下段のクリーンプラザを含まない方の(括弧)書きの数値を採用しておりますので、結果的に1,018tあまり目標値をオーバーしております。

その下、施策の目標「市公共施設の再生可能エネルギー導入容量」でございます。平成30年度の実績値が1,870kw、その後、令和元年度の実績値、令和2年度の実績値とも1,870kwと変わらずでした。かつて学校等に、再生可能エネルギー導入推進基金事業(通称GND)を財源として一気に太陽光発電設備の導入が進みました。

しかし、こちらの基金が平成27年度に終了したことや、今年度開校した十文字小学校には太陽光発電設備を設置しなかったこと等から、実績値が変わらず、結果として目標値に対しマイナス20kwとなっております。

しかし、新しい平鹿庁舎には地中熱を利用した全館空調設備が新設されており、これらの再生可能エネルギーの利用を勘案すると、目標はほぼ達成されたと考えております。

なお、令和7年度の目標値が4施設となっているのは、先ほどお話しした庁舎に、地中熱を利用した

設備導入等を対象指標とすることに変更したものであり、令和元年度に2施設あるものを令和7年度までに4施設にすることで指標と目標値を変更しました。そちらについては算定式、算定根拠の欄に赤の(括弧)書きで記載させていただいております。

次にその下、施策の目標「電力の地産地消」であります。目標値「8,410MWh/年」に対し、実績値が平成30年度は「10,000MWh/年」以上、令和元年度は9,819MWh/年、令和2年度は8,995MWh/年で目標値を全て上回っております。

これは平成28年度からクリーンプラザよこてが稼働してから発電されているもので、発電された電力の多くは市内の小中学校に電力供給されており、電力の地産地消がされております。

なお、令和7年度の目標値が64%となっているのは、これまでの発電量を指標とするのは一旦やめ、ごみ発電設備の稼働率を目標値にしております。これは、ごみ発電設備自体が施設のメンテナンスなどの都合で止められることが多く、この稼働率を1%でも上げることで、結果的に電力の地産地消の量を増やそうという変更です。

次に裏面にまいります。

基本目標「Ⅲ 安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち」に入ります。

指標区分の「成果」を○で囲んでいる「施策の目標」を説明します。まず、一番上の施策の目標「「環境保全の充実」に対する市民満足度」です。これは、右側から2番目の欄の「算定式・算定根拠」に書いてありますとおり「横手市まちづくりアンケート」から無作為抽出した約3,000の回答によるもので、目標値は設定せず、「増加」とだけしております。

実績は、平成30年度は36.2%でしたが、令和元年度は39.7%で増加、令和2年度は33.5%で減少に転じており、最終年度で目標を達成出来ませんでした。アンケートの選択肢は、「非常に満足」、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「非常に不満」とあるだけで、実際、何に対して不満なのかはこのアンケートの内容からは分かりませんでした。

次にその下、施策の目標「雪中のph」について、「ph5.7が望ましい」のですが、令和2年度は「ph5.5」となっております。但し、今後も酸性雪の調査は行っていくものの、地球規模のことであり市が施策を打てない目標であるため、今後は指標から除くことにしております。

次にその下、施策の目標「自動車騒音の環境基準達成率」です。騒音規制法第18条の規定により、毎年、主要道路について2～4路線、自動車騒音調査を実施しており、調査結果を受け古いデータを更新しております。令和2年度は国道13号線と107号線の2路線で評価区間が3区間ありました。

その結果、令和2年度実績は環境基準達成が94.8%ですが、目標値が98%であり、目標より若干下回っております。自動車騒音は外的要因が大きく、市が自ら改善する余地の乏しいものですが、今後も継続して調査を実施し、環境改善の参考としてまいります。

次に下の表にまいります。基本目標「Ⅳ 皆が協働し、人と環境にやさしいまち」に入ります。まず、施策の評価「エコライフ協力団体の数」です。エコライフ協力団体は町内会や事業者がありますが、毎年、一定数の団体の退会と加入があります。結果として、令和2年度の目標は90に対し、実績は90となっており目標を達成することが出来ました。

次に最後になりますが、施策の目標「こどもエコクラブ登録団体数」であります。これは、平成29年度の登録が0でしたが、学校に働きかけを行い、年々加入団体数を伸ばしたことにより、令和2年度は目標の5校を達成することが出来ました。資料1の説明は以上であります。ありがとうございました。

(会長)

ここで皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思います。意見がおありの委員は手を挙げてください。

(田中政行委員)

3つ共通しているのですが、基本目標1の1番上、裏にまわって3の1番上、4つ目の算定式・算定根拠の赤掛けの部分で、最後に黒字で元年度は何%とありますが、左側の表、元年度の数値とは合わない。これは点の間違いですか。1番目から説明すると、単位を%から点数方式に変更で元年度65.6%になっていますが、元年度の%は23.9%に表の方はなっていますよね。令和7年度の目標値は点に変更になるということなので、この数字は点に変換したときになる65.6点になると思うのですが、そうなるかと単位が違ってはいませんか。

(事務局：高橋誠耕)

そのとおりです。

(会長)

他にありませんか。(何分か待って) よろしいでしょうか。

4(2) 報告 横手市安本自然環境保全地域の現況について

(会長)

それでは次に案件2の報告に入らせていただきます。横手市安本自然環境保全地域の現況について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局説明) 説明者：環境係主事 吉田 瞳人

(事務局：吉田)

担当の環境係の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。報告に入る前に横手市安本の説明から入りたいと思います。資料としましては、こちらの資料2-1と2-2、ホチキスで留められている資料の方をご確認お願ひいたします。それでは説明に入ります。

横手市安本自然環境保全地域については、審議会委員の皆様にもこれまでもゼニタナゴをはじめとする、固有種の生息状況について説明させていただいております。第8期から委員になられた皆様の中には、初めてこの話を聞かれる方もいらっしゃると思いますので、審議会の関わりからご報告します。

この安本ですが、平成28年度の自然環境保全地域に指定される前年度には、「当時、ゼニタナゴなどの希少種の保全を目的に、横手市安本地区の溜め池を自然保護区域として指定する手続きをしている」ことを審議会にて説明しており、その後も環境保全審議会において定期的に、状況報告をしております。

一昨年まで、ゼニタナゴ等の希少種の減少について報告してまいりましたが、昨年からの環境保全審議会が開催出来ない間に、大きな変化がありました。それでは、報告に入ります。

今年度の主な取り組みは、1つ目に、外来種駆除及び希少種のモニタリングです。こちらは例年同様、県と協力し3回行いました。次に、周囲の木の伐採と関係者以外が立ち入ることのないよう杭を打ち、立ち入り禁止テープで池を囲いました。

次にモニタリングの結果についてです。資料2-2の上部(写真)をご覧ください。こちらの写真が実際にモニタリング調査をしている様子です。参考までにですが、毎年20か所にモンドリという網を設置しておりまして、×が付いている場所に設置してモニタリングをしています。今年度の調査結果としては、希少種からゼニタナゴが3回とも0匹。キタノアカヒレタビラが数匹見つかったものの、令和元年度以前の採捕数に比べると確実に減少してきております。シナイモツゴが3回通して1匹で、こちらも例年通り少ない数となっております。

また、外来種の数も、その中でも特にアメリカザリガニの数が増えており、資料2-2の外来種の増加の写真のように、トレーが埋まってしまうほどの量が捕獲されました。

次に、本来はその他在来種に分類されるスジエビですが、昨年度以前と比較して今年度の採捕数が著しく増加した為、今年度からは別枠といたしました。資料2-1一番下のスジエビの欄を見ていただいたら分かるように、昨年度までは一番捕れた調査で222匹でしたが、今年度は517匹や922匹と明らかに激増していることが分かります。現在原因を追究している状況でございます。

資料2-1の裏面をご覧ください。今後の取り組みについてですが、ゼニタナゴ等の在来希少種については今までどおり県と協力しつつ、必要に応じて生息に必要な環境の保全に努めていきます。また、外来種であるタイリクバラタナゴやアメリカザリガニ等の駆除を引き続き続けていきます。

以上で簡単ではございますが、横手市安本自然環境保全地域の現況についての報告を終わります。ありがとうございました。

(会長)

それではここで皆様からご質問を頂戴したいと思います。今しばらく資料の方にも目を通してください。

(佐藤衛委員)

一つ確認なのですが、令和3年度は駆除が進んだと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局：吉田)

こちらの方でモニタリングをいたしまして、アメリカザリガニ等外来種の捕獲数が例年より多いので駆除が進んでいるように見えるのですが、実際にアメリカザリガニ等の数が増えているのも現状なので駆除自体が進んでいるかといえば、あまり変わってないのかもしれないです。

(田中政行委員)

希少種でありますゼニタナゴとキタノアカヒレタビラですけれども、特定の二枚貝に産卵いたしますよね。貝の方の調査はやられておりますか。

(事務局：吉田)

こちらの方は資料2-2の参考の図に星マークが付いていると思うのですが、こちらの方に二枚貝を各20枚程入れまして、沈めて調査をしているのですが、ヘドロの状況になっておりまして、そもそも二枚貝が生きることができていない状況になっております。

(田中政行委員)

じゃあ、ここで再生産は難しいですね。

(会長)

関連してございませんでしょうか。先ほどの説明にありましたように、今後ということになると調査方法も含めて一つは継続していくということと、改善できるところは更に加えながらということによろしいでしょうか。

(事務局：吉田)

そちらも県と協力しながら、進めていきたいと思います。

(会長)

それでは無いようですので、次に進めさせていただきます。

4 (3) 報告 事業系ごみの適正処理について

(会長)

報告3の事業系ごみの適正処理について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明) 説明者：廃棄物対策係主査 大友 宣宏

(事務局：大友)

生活環境課廃棄物対策係の大友と申します。どうかよろしく申し上げます。

資料ですが、右上に資料3と書いたカラーのごみの種類のもの、A4の二つ折り(A3)の事業系ごみの適正処理についてというパンフレットを事前に送付している分と無ければこちらにもあります。こちらを使って説明させていただきたいと思います。

先にパンフレットの方(事業系ごみの適正処理について)を使って説明させていただきます。タイトルからなのですが、異質な感じがします。環境保全審議会さんの中でこの事業系ごみはどういったことに関わるのかということからお話しさせていただきますが、一番最初に資料1というカラー版の横手市の目標の中ですね、先程高橋係長の方からいろいろ説明があった中に、ごみの総排出量ですとかごみの資源化率、それから一人一日当たりのごみの排出量、このような数値があります。これから私がお話しする内容は結果的にこれに関わってくるので、ここをクリアすることでごみの総排出量、それから資源化率などが向上するという関係がありますので、お話しをします。

まず、事業系ごみ適正処理についてのパンフレットの表紙をご覧くださいと思います。ご存知ない方もいらっしゃるかと思うんですが、集積所には事業系ごみを出すことができないと、これは意外と知られていなくて、毎年知らなかったということを出してしまう業者さんがたくさんいます。周知していきませんので、このパンフレットは横手市商工会議所とよこて市商工会の全ての会員に2年連続で中身を直しながら送らせていただいたものを、本日お配りさせていただいています。この1ページの表が非常に重要で、特に下の廃棄物の区分というところをご覧くださいだと思います。廃棄物、いわゆるごみですが、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれている図を見ていただければと思います。横手市で処理すべきごみというのは、上の方の一般廃棄物になります。産業廃棄物というのは、横手保健

所を含めた秋田県の方で許可を出したり処理するということになっておりますが、横手市が責務として処理しなければいけないのは、この家庭ごみと事業系ごみを含む一般廃棄物になります。

まずここについてお含みいただきまして、真ん中は飛ばさせていただいて、最後のページ（裏表紙）の「産業廃棄物とは…」というところをご覧くださいと思います。詳しく全部は読み上げませんが、産業廃棄物はこのような種類があります。一般の方が産業廃棄物とはなんだろうと思うところでは、大体建物壊した（解体）とか、大きい工事が出たコンクリートだとかをイメージするかと思います。ただ、実際にはそういうのは適正に処理されていると思うのですが、例えばこの表の全ての業種に係る廃棄物の⑥の欄に廃プラスチック類とあります。これはなにかというと、ここに書いてあるとおり合成樹脂くず、とか廃タイヤ、全ての廃プラスチック類とありますけども、これは産業廃棄物に該当します。お店から出たごみとか工場から出たごみの内、廃プラスチックに関しては産業廃棄物になると、また、廃棄物の区分1ページ目に戻っていただくと横手市が処理するのは一般廃棄物ですので、クリーンプラザよこてでは産業廃棄物は処理しないという原則ですから、今言った廃プラスチックというものが入ってくることによって、本来処理すべきものじゃないものが入ってきてしまっていると、これを減らさないとなかなか横手市全体のごみは減らないということです。ごみはごみなのですけども、産業廃棄物に区分されることで資料1にあるごみにはカウントされない（一般廃棄物にはならない）という意味での減少を狙ってこのチラシを作りました。

次に皆様方のお手元に、両面で実際にどういごみが集積所に出ているかという、資料3と右上に書かれている、事業系ごみとして回収しなかったものという写真の方に目を通していただければと思います。これも全部は読み上げませんが、実際業者さんが怪しいなと思って置いてきたごみの内、例えば③PPバンドのみとあります。このように、PPバンドだけであればこれは廃プラスチックということで、一般の家庭から出る場合もあるかと思いますが、事業所から出た場合は同じものでも産業廃棄物になる訳で、先ほど言ったクリーンプラザよこてに、このように間違っ集積所に出すと入ってきてしまうので、これを阻止することでごみの減量を図る（一般廃棄物として入らないようにする）。

それから④会社宛ての大量段ボールとあります。これについては、ごみとして捨ててしまえば先ほど言ったごみにカウントされてしまいますが、皆さんご存知のとおり資源として再利用してもらえれば、会社から出たごみはクリーンプラザに入らずに、古紙専用の再生業者に頼むことによってごみとしてはカウントされない。

次に⑤サラダ油一斗缶とあります。これもどう見ても食堂とかから出たと思われるごみであります。これが集積所に出されると、今までであれば集めていた時代もあったのですが、法律上は有価物か産業廃棄物ということで、有価物として金属で食堂さんが売っていただければ、ごみとしてカウントされないということになります。

それから⑥電気工事関係のごみ。これも見ていただけたら分かると思いますが、一般家庭のごみではないです。電柱に回していたような電気のごみで、これははっきり言って産業廃棄物ですので、これもクリーンプラザに入らないことでごみの量を減らすということになります。

裏面をお願いいたします。⑦も同じですね、農業用のマルチの芯です。それから⑧秋田県職員録というのは県の職員の前で言うのはあれですけど、いわゆる書類関係です。これもさっき言ったとおり資源化をすることで資源化率も上がりますし、クリーンプラザに入らない方法を選択するように集積所ではあえて（業者が）置いていっております。それから⑨、⑩は飛ばして、下の方の回収できない物の写真の①冷蔵庫を分解した物とあります。これも頑張って分解して出していただいているようですが、冷蔵

庫やテレビは家電リサイクル法という別の法律で処分方法が決まっております、これをクリーンプラザに持ち込むことが当然できませんので、こういうのは置いていくことで適正な処理方法をお知らせするという事です。それから②火事で燃えた断熱材というのも同様です。断熱材ですから燃えないようにできていますので、建築廃材、産業廃棄物に該当して、集積所に出した場合は全て置いて、適正な処理をお願いしています。

本日皆様方の中には、例えば事業をやっている方とか、いろいろ事業をやっている方の知り合いの方もいらっしゃると思います。冒頭でこのチラシは横手市商工会議所に加入している会員さんとかよこて市商工会の会員さんに今送っていると言いましたが、市内全ての事業所さんが加入している訳でもありませんし、実際これが届いている事業所さんからもごみが出されていると注意をすると、知らなかったとパンフレットがきても見ないで捨ててしまったというような話があります。なので、本日審議会の方々におかれましては身近な話題として、お店のごみも出されないとか食堂のごみも出せないといった知識を周りの方々に広めていただきたいのと、我々も努力をしますが、皆様の中でもダメだということを感じていただいて、若しくは自分が出す集積所に近くのお店が出していたという場合は、我々から注意を受けるよりはすぐ引っ込めてもらった方がいいでしょうから、そういったご協力をお願いしたいです。このような小さなことから積み上げて、先ほどの資料1にあります指標の、ごみの排出量を減らす方向に今我々の方では考えています。なかなか生活のごみが減るといのは難しいですので、あとはどういった違法に出されたごみをごみとしてカウントしない方法を選択していくということで、目標を達成していこうと横手市では考えているので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。雑駁でしたが以上です。

(会長)

これは全戸配布になっているということでしょうか。

(事務局：大友)

市民にこれが届くと、事業所に関係ない方が圧倒的多数ですので、市報で全戸配布は今のところまだしておりません。実際は10,000部印刷して、商工会議所さんとか商工会に係っているところに、配布しました。10,000部というのは5,000部を2年連続で印刷したので10,000部という意味ですけども、いずれこれで減っていかないということであれば市報全戸配布も検討しております。

これとは少し変えて漫画チックなものを増田まんが美術館と協力して、できれば見やすいような記事で事業系ごみは集積所に出されないというところを伝えようと検討しております。

(会長)

説明していただいたのをよく聞いていなくて申し訳なかつたです。

それではこのことについて、ご質問等よろしくお願ひします。

(何分か待って)

無いようですので、次に進んでもよろしいでしょうか。

4(4) その他

(会長)

案件(4)のその他について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明) 説明者：環境係主査 田口 博之

生活環境課の環境係の田口です。よろしくお願ひします。その他で取り組みについて2点お話しいたします。1点目がチラシのことですので、お配りしたチラシ2点をご準備ください。お配りしておりますチラシ2枚は、10月号の市報に合わせて市内全戸配布したものです。

まず、太陽光発電蓄電池や地中熱利用融雪等の設備導入しませんか、というチラシをご覧ください。内容は、太陽光発電蓄電池や地中熱利用融雪などに経費の3分の1、上限20万円で補助するものです。今年の利用が少数であった為配布しましたが、具体的な問い合わせが10件程度あったことから、周知は進んだものと捉えております。なお、補助金自体は来年度も継続の予定としております。

もう1枚のごみ焼きについてのご質問にお答えします、のチラシをご覧ください。こちらは秋田県が10月から、稲わら焼き等防止強化期間にしていることから、ごみ焼き禁止に関しても改めて周知したものです。チラシの内容は、担当する各地域の現況に合わせて表現を変えたものになっております。効果は表面に出づらいものでございますが、いくらかでも抑止につながればと考えると、こういった活動を継続していきたいと考えております。

2点目は資料はありませんが、クリーンアップについてです。横手地域では以前から、6月の第1日曜日に横手川等クリーンアップを実施しておりました。最近2年間はコロナ禍で実施できませんでした。その間に主催の横手市環境美化推進員連絡協議会が解散しております。この度横手市で実施しております、市内の中学生を議員としました名称「Y8サミット(総会横手市議会)」から、開催は11月ですが、「横手愛クリーンアップDAY」の実施の提案を受けております。この提案を受けまして、来年度は横手地域のみではなく、「全市一斉クリーンアップ」の日を設け、中学生とともに準備を整えていきたいと考えております。

その他については以上です。

(会長)

ただ今のご説明について、質問等おありの議員はお出してください。

(熊谷昇委員)

十文字の熊谷と申します。ごみ焼きの件なのですけども、稲わらはダメなのは分かっているのだが剪定した木とかも焼いてはいけないのかなと思ひまして、どうなのでしょう。

(事務局：田口)

法律上ではごみ焼きはダメなのですが、農業等で必要な枝焼き、葉っぱ焼きについては例外として周りの迷惑にならない程度で容認という風になっておりますので、必要に応じてであればもちろん周りの迷惑にならないように処理していただければと思ひます。

(熊谷昇委員)

分かりました。そこでですね、枝をドラム缶で焼いた場合はダメということですかね。野焼きだと風

が強かったりすると飛んでしまうので、そういった場合にドラム缶を使うというのはどうなのでしょう。

(事務局：田口)

その場合は、今回のチラシで焼却炉と書いているのは、ごみを焼くのは家庭用焼却炉でもダメということで、先ほどお話しした枝焼き等に関しては、ドラム缶などで焼いても扱いは同じく例外に該当するものですので、この場合はドラム缶とか焼却炉とかそういうものではなく、例外に該当すると考えていただければと思います。

(熊谷昇委員)

そうすれば、大きな煙を出さないようにやればよいということですよ。

(事務局：田口)

まず、周りの迷惑ならない程度の必要最低限ですね。

(熊谷昇委員)

今携帯電話というものがあって、どうしても煙が出ると携帯電話で通報されて消防車が走ってくるという場合がありますよね。

(事務局：高橋)

今正しくおっしゃられたとおりなのですが、通報されれば例外がなくなりまして、原則野焼きはダメということになりますので、通報されればもう終わりですので、今話をしましたけども、本当に少量の量で本当に近所のご迷惑にならないで(風向きとか)通報されなければ例外として認められるということになります。もう一つ野焼きの定義ですけれども、ドラム缶を使いまして、ブロックで作った釜を使いまして、もちろん20万~30万する家庭用の焼却炉を使いまして、全て定義の野焼きになりますので、そこはよろしくをお願いします。

(会長)

他にございませんでしょうか。迷ったり分からなかったりした時に市の方に聞いてみるということについては、ある幅で許されるという捉え方でよろしいでしょうか。

(事務局：高橋)

はい。こちらのチラシにも連絡先を書いております。

(会長)

他にございませんか。では、事務局の方からお願いします。

(事務局：高橋)

続きまして、1件だけ報告と2点事務連絡がございます。

報告の内容ですけれども、環境配慮事業実施に伴う事前事業及び環境配慮計画書の提出による市の同意についてでございます。前年度に報告ができませんでしたので令和元年度の案件になりますが、これは横手市環境保全条例 20 条において、「環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、別表第 2 に定められるもので規則に定める事業を実施しようとするものは、環境保全を図るために施設の計画策定時に市長と環境配慮計画について協議しなければならない」と定められることに基づくものです。届出者は「横手市杉沢 オーリエンス」と「横手市柳田 株式会社アスター」でありました。届出内容は、オーリエンスは届出者と同じ所在地に、養豚施設 5 棟、豚 4,500 頭飼育分を新設するものであり、アスターは横手第二工業団地内に本社工場 約 23,000 m²を新築したいというものでした。届出者と協議をした結果、施設の構造、使用方法、汚水の処理の方法、排出水の汚染状態及び量等に対して対策を講じる計画がなされておりました。審査の結果、問題がありませんので前年度の平成 31 年 4 月に各事業者からの環境配慮計画を受理事と、届出者へ受理書を交付しましたので報告します。

また、今後も環境配慮計画に係る協議については時間的制約があるため、環境保全審議会には報告のみとしてまいります。

ここで連絡します。本日の審議会にご出席いただきました委員の皆様に対し、後日、指定された口座に報償金をお振込みさせていただきます。11 月中に振り込まれる予定ですので、口座のご確認をお願いいたします。

最後に委員の任期についてです。冒頭、部長の挨拶にもありましたが現在の委員の皆様は、令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。しかし、委員の任期を今期限りで考えられている方もいらっしゃるかも知れません。あくまでお願いではありますが、委員を今期限りで辞められる場合、次の委員を受けていただける方をお探し、またはご推薦を願えればと考えております。心当たりがあるが直接は依頼出来ないといった場合は、ご紹介いただければ私共で、直接依頼することも考えております。

各委員の皆様にはご難儀をおかけしますが、このことを含めまして今後ともよろしくお申し上げます。

(会長)

それでは、以上で審議会は終了し進行を事務局にお返しいたします。委員の皆様には、スムーズな会の進行にご協力をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

5. 閉会

(司会)

石橋会長、ありがとうございました。それから委員の皆様ありがとうございました。これを持ちまして本日の横手市環境保全審議회를終了したいと思います。委員の皆様には、お忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。お帰り際には交通事故等に十分お気を付けになってお帰りくださいますようよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

令和 3 年 10 月 27 日

議事録署名委員